

# 総論



## 第1章 総論

### 1 新型コロナウイルス対策本部会議

全学方針に基づく対応指示、全学方針の教職員等への周知、教職員・学生のり患状況等の報告のため、理事長を本部長とする新型コロナウイルス対策本部を令和2年3月12日に組織した。

名古屋市立大学病院においては、すでに病院における対策会議を設けていたが、本部会議の医療部門に位置付けた。また、教育・学生に関する事項については、教学部門において全学方針及び個別課題の調整を実施した。

また、名古屋市立大学部課長会を新型コロナウイルス対策本部会議幹事会に位置付け、具体的な対策の検討や情報共有を行った。

令和3年4月からは、東部・西部医療センターが附属病院化したことを踏まえ、新型コロナウイルス対策本部のメンバーに、学長補佐（感染対策）、病院統括部統括企画室長が加わり、東部・西部医療センターにおける対策やり患状況等の報告も行うこととした。（事務局次長は組織改正により大学管理部長となった。）

令和3年12月からは、保健医療福祉連携理事もメンバーに加わった。

新型コロナウイルス対策本部会議は、令和5年5月までに213回開催された。令和2年3月12日に第1回が開催され、当初は原則毎日（開庁日）会議を開催した。感染状況を踏まえ、令和2年6月10日から原則週3回（月・水・金曜日）、令和2年6月19日から原則週2回（水・金曜日）、令和2年7月1日から原則週1回（水曜日）、令和2年7月31日から原則週2回（水・金曜日）、令和2年9月16日から原則週1回（水曜日）の開催となった。一貫して、原則午前9時から開催した。

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類に移行したことに伴い、定例での開催は令和5年5月24日で終了し、以降は方針決定等の必要時に開催することとした。

令和5年5月8日以降も、学内の陽性者数、各病院の状況について情報収集を行い、週1回新型コロナウイルス対策本部会議の構成員に情報共有を行っている。

### 2 新型コロナウイルス対策本部会議（教学部門）

新型コロナウイルス対策本部会議（教学部門）は、授業実施方針、遠隔授業等における教育の質保証や学修上の配慮などの授業運営や、学生への経済的支援、ストレス・不安へのケア、就職支援、課外活動等の学生生活全般に関わる事項を扱ってきた。

以上の所管事項については、新型コロナウイルス対策本部会議（教学部門）において検討案を作成し、各研究科長、各学部事務室事務長、学術情報室長を加えた「教学部門検討委員会」において、課題の共有並びに全学方針及び個別課題の調整を実施し、新型コロナウイルス対策本部会議において、組織としての最終的な意思決定を行ってきた。

特に重要な案件については、加えて、教育研究に関する重要事項を審議する教育研究審議会において意思決定し、全学的に統一した方針の下で、対応を行ってきた。

本学は、令和5年度時点で、8学部7研究科を有しており、授業の内容、形態、学生数、学生施設等は非常に多岐にわたるが、上述のとおり目的を明確にした検討・審議によって、全学的に統一した方針を採ることができた。

### 3 新型コロナウイルス対策本部会議（医療部門）

新型コロナウイルス対策本部会議（医療部門）は、大学本部の新型コロナウイルス対策本部会議に先んじて令和2年3月2日に名古屋市立大学病院内のミーティングとして立ち上げ、その後、本部会議医療部門に位置付けられた。

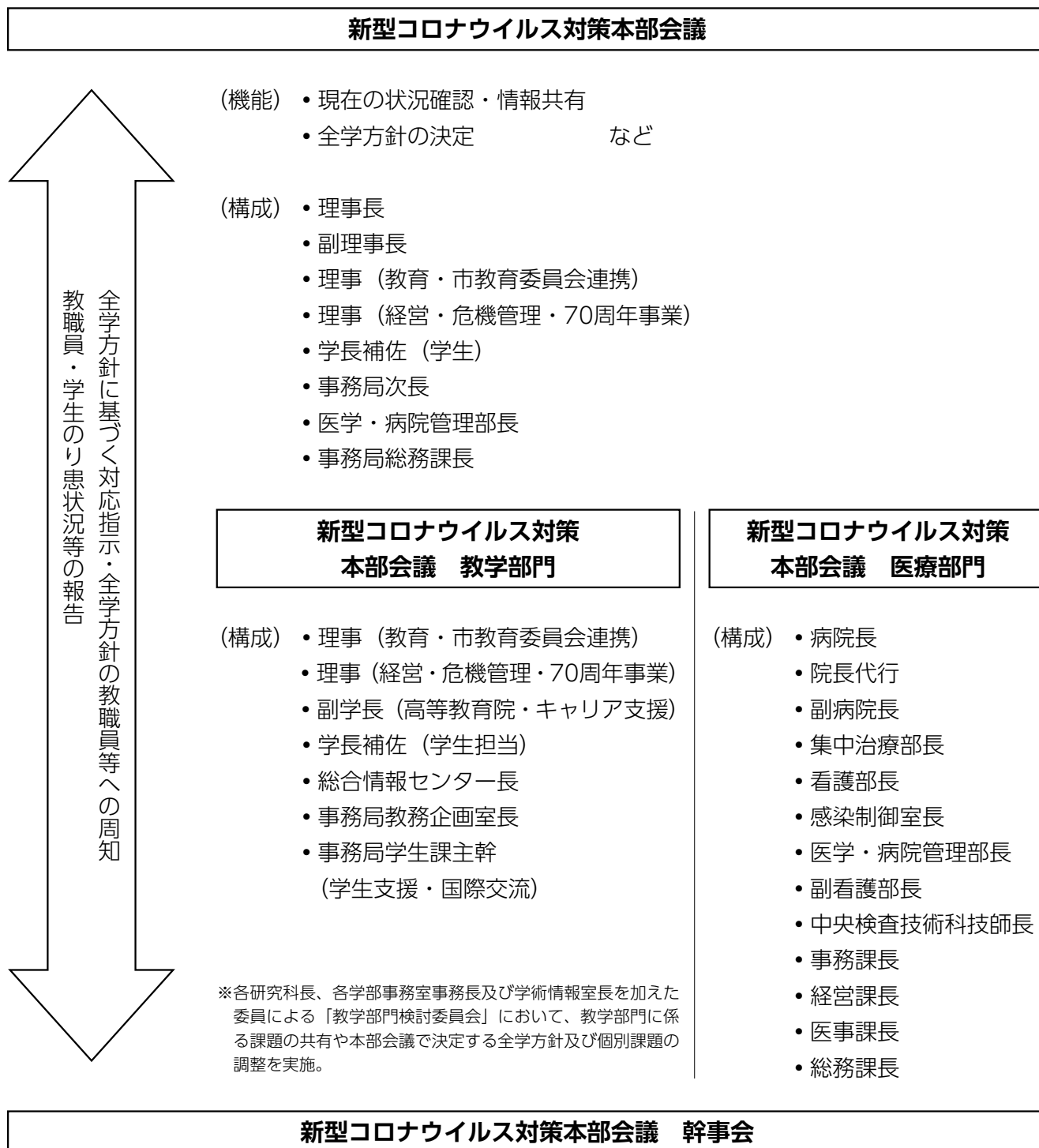
本会議は、名古屋市立大学病院の病院長を始め、院長代行、副病院長、新型コロナウイルス感染症対策の主要診療科部長、メディカルスタッフや事務職員で構成し、新型コロナウイルス感染症に係る国や県の方針、院内の患者受け入れ状況や教職員のり患状況などについて情報共有するとともに、コロナ禍での診療体制や検査体制、確保病床数など病院運営に係る重要事項を審議してきた。また、県や市への医療従事者の派遣や、感染状況に合わせた教職員の行動指針などについても検討を行ってきた。

当初は原則毎日開催していたが、感染状況を踏まえ、令和2年6月24日からは原則週1回（水曜日）の開催となった。

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類に移行したことに伴い、対面での会議は令和5年5月24日で終了し、以降は院内の患者受け入れ状況や教職員のり患状況などについてメールでの情報共有を行っている。

## 名古屋市立大学における新型コロナウイルス感染症に関する対応について

体制について（※役職名は令和2年3月時点のもの）



## 4 教職員向け通知

新型コロナウイルス対策本部では、国・県等の指針や感染拡大状況に基づき、教職員への感染症対策の徹底、出張等の取り扱い、催事等の開催基準などを通知した。

### (1) 新型コロナウイルス感染症対策について

体調管理、検温の実施、こまめな手洗いや咳エチケットの実施、3密の回避、マスクの着用などの基本的な感染症対策、換気、食堂利用時の会話の自粛、懇親会などの中止又は延期などについて通知を行った。

### (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う教職員の出張等の取扱いについて

令和元年1月から4月までは、外務省が発出する「感染症危険情報」や国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した基本方針や感染症対策の見解に基づいて方針を決定していた。令和2年5月からは、愛知県から発出される感染防止対策に基づいて方針を決定した。

#### 【国内出張】

期間	対応方針の概要
R2. 3. 3～R2. 5. 31	原則禁止
R2. 6. 1～R2. 6. 18	特定警戒都道府県への不要不急の出張は原則禁止
R2. 6. 19～R2. 7. 31	国内出張可
R2. 8. 1～R2. 8. 6	国内出張可だが感染が拡大している地域への不要不急の出張は原則禁止
R2. 8. 7～R2. 9. 30	県をまたぐ不要不急の出張は原則禁止
R2. 10. 1～R2. 11. 30	東京を中心とする首都圏への不要不急の出張は原則禁止。 それ以外の国内出張は可
R2. 12. 1～R3. 1. 14	感染が拡大している地域への不要不急の出張は原則禁止
R3. 1. 15～R3. 9. 30	県をまたぐ不要不急の出張は原則禁止
R3. 10. 1～R4. 1. 16	国内出張可
R4. 1. 17～R4. 3. 31	県をまたぐ不要不急の出張は原則禁止
R4. 4. 1～	国内出張可

## 【海外渡航】

期間	対応方針の概要
R2. 3. 3～R2. 4. 19	原則禁止。ただしやむを得ず渡航する場合は所属長の承認を得ること。
R2. 4. 20～R4. 6. 30	原則禁止
R4. 7. 1～R5. 5. 7	外務省の感染症危険情報のレベルごとに整理 (1) レベル3以上の地域 渡航は原則禁止 (2) レベル2の地域 渡航の中止又は延期を基本原則としつつ、7月1日以降に出発する出張については、不要不急ではないと判断され、安全対策をとることができる場合には、一定の手続きを経たうえで渡航可 (3) レベル1（十分注意してください。）の地域 安全性の確保について十分注意したうえで渡航可
R5. 5. 8～	出張に際しては、外務省が発表している感染症危険情報を踏まえて渡航の可否を判断すること。

## (3) 新型コロナウイルス感染症に係る本学主催の催事等の開催基準について

感染拡大最初期には、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した基本方針や感染症対策の見解に基づいて方針を決定していた。令和2年5月からは、愛知県から発出される感染防止対策に基づいて方針を決定した。

## 【イベント開催基準】

期間	対応方針の概要
R2. 2. 26～R2. 4. 19	不要不急な催事については、原則中止又は延期 やむを得ず開催する場合は事前に総務課と協議
R2. 4. 20～R2. 5. 31	催事については、原則中止又は延期 やむを得ず開催する場合は事前に総務課と協議
R2. 6. 1～R2. 6. 18	学内で開催する催事については、原則中止又は延期 学外で開催する催事については、 屋内：100人以下かつ収容定員の半分以下の参加人数 屋外：200人以下かつ人と人との距離を十分に確保
R2. 6. 19～R2. 7. 9	屋外・屋内ともに1,000人以下 屋内：収容定員の半分程度以内の参加人数 屋外：人と人との距離を十分に確保

R2. 7. 10～R2. 9. 30	屋外・屋内ともに5,000人以下 屋内：収容定員の半分程度以内の参加人数 屋外：人と人との距離を十分に確保
R2. 10. 1～R3. 1. 14	「人数上限」及び「収容率要件による人数」のいずれか小さい方を限度とする。 上限人数) 消毒の徹底等措置を講じるなど一定の条件を満たす場合は5,000人又は 収容定員の50%のいずれか大きい方 収容率要件) 歓声、声援、歌唱するなどが無いなど、一定の条件を満たす場合に限り、 100%
R3. 1. 15～R3. 3. 7	屋外・屋内ともに5,000人以下 屋内：収容定員の50%以内 屋外：人と人との距離を十分に確保 20時以降の営業短縮を協力依頼
R3. 3. 8～R3. 3. 31	人数制限 5,000人又は収容定員50%以内（10,000人以下）のいずれか 大きい方 収容率 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 21時以降の営業短縮を協力依頼
R3. 4. 1～R3. 4. 30	人数制限 5,000人又は収容定員50%以内（10,000人以下）のいずれか 大きい方 収容率 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内
R3. 5. 1～R3. 5. 11	人数制限 5,000人以下 収容率 大声なし：100%以内（上限人数5,000人） 大声あり：50%以内（上限人数5,000人）
R3. 5. 12～R3. 6. 30	人数制限 5,000人以下 収容率 50%以内 開催時間 21時まで
R3. 7. 1～R3. 7. 31	人数制限 5,000人以下 収容率 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 開催時間 21時まで



R3. 8. 1～R3. 8. 10	<p>人数制限 5,000人又は収容定員50%以内 (≦10,000人) のいずれか大きい方</p> <p>収容率 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内</p> <p>開催時間 21時まで</p>
R3. 8. 11～R3. 8. 26	<p>人数制限 5,000人以下</p> <p>収容率 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内</p> <p>開催時間 21時まで</p>
R3. 8. 27～R3. 9. 30	<p>人数制限 5,000人以下</p> <p>収容率 50%以内</p> <p>開催時間 21時まで</p>
R3. 10. 1～R3. 10. 19	<p>人数制限 5,000人又は収容定員50%以内 (≦10,000人) のいずれか大きい方</p> <p>収容率 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内</p> <p>開催時間 21時まで</p>
R3. 10. 20～R3. 11. 9	<p>人数制限 5,000人又は収容定員50%以内 (≦10,000人) のいずれか大きい方</p> <p>収容率 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内</p> <p>※開催時間の制限を削除</p>
R3. 11. 10～R3. 11. 30	<p>人数制限 5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方</p> <p>収容率 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内</p>
R3. 12. 1～R4. 1. 31	<p><b>【感染防止安全計画を作成し、県がその内容を確認したイベント】</b> (※5,000人超かつ収容率50%超、大声なしのイベントに適用)</p> <p>人数制限 収容定員まで</p> <p>収容率 100%</p> <p><b>【その他のイベント】</b></p> <p>人数制限 5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方</p> <p>収容率 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内</p>

R4. 2. 1～R4. 3. 31	<p>【感染防止安全計画を作成し、県がその内容を確認したイベント】        (※5,000人超かつ収容率50%超、大声なしのイベントに適用)        人数制限 20,000人まで        収容率 100%</p> <p>【その他のイベント】        人数制限 5,000人        収容率 大声なし：100%以内        大声あり：50%以内</p>
R4. 4. 1～R5. 1. 31	<p>【感染防止安全計画を作成し、県がその内容を確認したイベント】        (※5,000人超かつ収容率50%超、大声なしのイベントに適用)        人数制限 収容定員まで        収容率 100%</p> <p>【その他のイベント】        人数制限 5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方        収容率 大声なし：100%以内        大声あり：50%以内</p>
R5. 2. 1～R5. 2. 28	<p>【感染防止安全計画を作成し、県がその内容を確認したイベント】        (※5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用)        人数制限 収容定員まで        収容率 100%</p> <p>【その他のイベント】        人数制限 5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方        収容率 100%</p>
R5. 3. 1～R5. 3. 31	<p>【感染防止安全計画を作成し、県がその内容を確認したイベント】        (※5,000人超かつ収容率50%超大声なしのイベントに適用)        人数制限 収容定員まで        収容率 100%</p> <p>【その他のイベント】        人数制限 5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方        収容率 大声なし 100%以内        大声あり 50%以内</p>
R5. 2. 1～R5. 5. 7	<p>【感染防止安全計画を作成し、県がその内容を確認したイベント】        (※5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用)        人数制限 収容定員まで        収容率 100%</p> <p>【その他のイベント】        人数制限 5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方        収容率 100%</p>

**(4) 在宅勤務・分散勤務 ※取扱については、第3章 大学運営 「3 勤務・サービス」に記載**

発出日	内容
R2. 4. 13	R2. 4. 10に愛知県による緊急事態宣言が発出されたことにより、当面の間在宅勤務を行うことができるものとした。
R2. 4. 21	R2. 4. 16に国の緊急事態宣言が全都道府県に発出されたことにより、在宅勤務の推奨を行った。
R2. 5. 8	R2. 4. 13から当面の間としていた在宅勤務をR2. 6. 2まで行えることとした。
R2. 8. 3	R2. 8. 3から当面の間在宅勤務を行うことができるものとした。

※R2. 6. 3～R2. 8. 2の期間は、原則在宅勤務を行わなかった。(例外あり)

**(5) 早出遅出勤務 ※取扱については、第3章 大学運営 「3 勤務・サービス」に記載**

本学では、新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的として、職員の早出遅出勤務を実施するため、以下のとおり通知を発出した。

## ① 対象者：固有職員・派遣職員

31総務第85号 令和2年3月2日付 通達（理事長発出）

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う早出遅出勤務（公立大学法人名古屋市立大学職員の勤務時間及び休暇に関する規程細則第5条の2の2の規定に基づく勤務時間の割振り等）について」

## ② 対象者：再雇用・語学講師

31総務第86号 令和2年3月4日付 通達（理事長発出）

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う早出遅出勤務（公立大学法人名古屋市立大学再雇用職員及び語学講師就業規則細則第6条の2の規定に基づく勤務時間の割振り等）について」

## ③ 対象者：契約職員・月給制職員

31総務第87号 令和2年3月4日付 通達（理事長発出）

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う早出遅出勤務（公立大学法人名古屋市立大学契約職員就業規則細則第5条の2及び公立大学法人名古屋市立大学月給制職員及び時給制職員就業規則（平成21年達第17号）細則第7条の2の規定に基づく勤務時間の割振り等）について」

**(6) 自宅待機（特別休暇・事故休暇）※取扱については、第3章 大学運営 「3 勤務・サービス」に記載**

新型コロナウイルス感染症に罹患しその療養にあたる職員、濃厚接触者にあたる職員、発熱等の風邪症状がみられ、勤務しないことがやむを得ないと認められる職員、新型コロナウイルス感染症の検査を受ける職員、親族の世話等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる職員、予防接種を受ける職員の取り扱い、予防接種の副反応がみられ、勤務しないことがやむを得ないと認められる職員の休暇の取り扱いについて、通知を発出した。

**(7) 結婚休暇の取得可能期間の延長**

挙式の日、婚姻届を提出する日又は届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情となる日のいずれか最も早い日（以下「結婚の日」という。）の5日前の日の翌日から起算して1年を経過する日が令和2年3月1日から令和5年3月31日までの間にある職員の結婚休暇の取得可能期間については、結婚の日の5日前の日から令和5年3月31日までとした。

**(8) 定年退職予定者及び長期勤続者に対する特別休暇の取得可能期間の延長**

令和3年度に定年退職となる職員及び長期勤続者（在職期間25年以上）に対する特別休暇（勤務時間規程第22条第22号及び第23号）の対象となる職員のうち、令和3年度から引き続いて令和4年度に職員（再雇用職員等を含む。）である者については、当該休暇の取得可能期間を令和4年9月30日まで延長した。

**5 ウェブサイト特設ページ（緊急情報）の開設**

本学ウェブサイトにおいて、新型コロナウイルス感染症に関する本学の対応についての情報は、各所管が管理するページにて事業ごと個別に掲載がされていた。

より分かりやすく情報を発信するため、個別に掲載されていた内容をとりまとめ、対象者ごとに情報を掲載した特設ページを令和2年3月3日に開設し、トップページ内の重要情報欄にリンク設置した。特設ページの掲載内容は、令和2年3月3日時点で以下のとおりであり、以降適宜更新しながら運用した。

対象者	掲載内容
受験生の方	入学試験の実施について
在学生・保護者の方	令和元年度卒業式の実施について
	海外渡航に関する注意喚起
企業の方・一般の方	本学が主催する催事等の開催について
	施設貸し出し
	入札公示に関する注意事項

**6 ワクチン接種（医療従事者を除く）****(1) 学生へのワクチン接種**

## ① 1回目・2回目接種について

病院実習に参加する医学部、薬学部、看護学部・看護学研究科、人間文化研究科（臨床心理コース）の学生について、名市大病院において、ワクチン接種を実施した。

第一期 令和3年5月28日・6月18日

第二期 令和3年6月25日・7月16日

第三期 令和3年8月10日・8月31日

接種人数：計548名

その他の学生に対しては、名古屋市の集団接種の空き枠を活用し、パロマ瑞穂スタジアムにおいて、接種を行った。※

1回目 令和3年7月29日～8月4日

2回目 令和3年8月26日～9月1日

接種人数：計2,011名

※ 接種を希望する全ての学生に対し名市大病院において接種できるよう準備を進めていたが、文部科学省へ職域接種の申請をした令和3年6月22日の翌日、6月23日に「精査を要する」との連絡があり、その後、大学での接種が可能となるのは8月9日週以降になるとの通知があった。文部科学省より、接種が約束されたものではないとも通知されており、ワクチンの確保の見通しも明らかにならないなかで、後期の授業開始までの間に2回目の接種を終えたいと考えていたところ、パロマ瑞穂スタジアムの集団接種に空き枠があることが判明したことから、パロマ瑞穂スタジアムで接種をすることとした。

## ② 3回目接種について

病院実習に参加する医学部、薬学部、看護学部・看護学研究科、人間文化研究科（臨床心理コース）の学生について、1・2回目と同様、名市大病院において、ワクチン接種を実施した。

接種日：令和4年3月4日・3月22日

接種人数：計345名

その他の学生に対しては、名古屋市大規模集団接種会場（日本ガイシフォーラム）における追加接種（3回目接種）の団体予約を活用し、5月12日・13日・27日に学生向けの接種枠を設けた。

接種日：令和4年5月12日・13日・27日

接種人数：計240名

名市大病院、日本ガイシフォーラムで接種を行わなかった学生に対しても、居住する自治体から届く接種券を利用して、各自治体で接種を受けるよう呼びかけを行った。

## (2) 教職員への接種

### ① 1回目・2回目接種について

職員（委託職員等含む。病院業務に従事する職員については、病院の「ワクチン接種」で後述）についても、名古屋市の集団接種の空き枠を活用し、パロマ瑞穂スタジアムにおいて、接種を行った。

1回目 令和3年7月29日～8月4日

2回目 令和3年8月26日～9月1日

接種人数：教職員等355名 委託職員等180名 計535名

また、接種当日は大学より教員・事務職員を派遣し、受付業務、会場案内、キャンセル連絡受付等に従事した。

延べ従事人数：教員：44名 職員：104名

### ② 3回目接種について

名古屋市大規模集団接種会場（日本ガイシフォーラム）における追加接種（3回目接種）の団体予約を活用し、5月12日・13日・27日に職員向けの接種枠を設けた。

接種日：令和4年5月12日・13日・27日

接種人数：計240名

## 7 リ患者・濃厚接触者発生時の対応

リ患者・濃厚接触者が発生した際には、学部事務室（学生・教員の場合）や各課室（職員の場合）で、感染の経緯、学内の濃厚接触者の有無、症状等について聞き取りを行い、必要に応じて、接触者の自宅待機や部活動・サークルの活動停止などの対策を取った。

学部事務室、各課室で聞き取った情報は、総務課庶務係で集約し、授業実施に係る方針や部活動・サークル活動の活動指針、感染防止対策等の方針の決定に役立てた。リ患者数は新型コロナウイルス対策本部会議や役員会で共有し、感染拡大時には注意喚起を行った。

### 〈感染拡大初期のリ患者発生時の対応〉

令和2年4月14日には、本学学生における最初の新型コロナウイルス感染症リ患者が判明した。4月13日よりキャンパスを立ち入り禁止にしており、学内における感染拡大のおそれはなかったが、啓発のため、教職員・学生に周知を行った。

その後、令和2年7月30日に、はじめてキャンパスに出入りをしていた学生の陽性が判明した。濃厚接触が疑われる学生については直ちに自宅等での待機を要請するとともに、PCR検査を実施し、全員陰性が判明した。陽性が判明した学生が出入りをした教室等は消毒するとともに、その後の当該キャンパスにおける対面型の授業等は延期、あるいは、遠隔等への切り替えを行った。また、7月30日には、はじめて職員における陽性が判明した。接触が疑われる他の職員等についてはPCR検査を実施し、全員陰性が判明した。

いずれのケースでも、保健所等と連携を取りながら当該リ患者の行動歴等を調査しており、大学内への立ち入りや他者との接触が確認された場合は、遺伝子検査の結果陰性であることを確認するなど、学内・院内での感染が拡大しないように対策を講じた。

また、いずれのケースでも、当該リ患者のケアとサポートに努めるとともに、その人権尊重と個人情報保護に最大限の配慮を行った。

## 8 キャンパス立ち入り規制

令和2年4月10日に、愛知県に緊急事態宣言が発出され、大学に対して休業要請がなされた。本学においてもキャンパスを原則立ち入り禁止にするとともに、業務縮小と在宅勤務の推奨を行った。

立ち入り規制は当初5月6日までの予定であったが、5月31日まで延長された。

## 9 名古屋市立大学事業継続計画BCPマニュアル感染症編

BCPについては、令和2年2月に「名古屋市立大学事業継続計画BCPマニュアル基本編」を策定した（令和3年2月に「地震災害編」に改称）。

このBCPは大規模地震等の自然災害を前提としたもので、大学施設等へのダメージやインフラの機能障害等により、通常業務をある程度中断しなければならない状況の中で、優先して継続する業務等を整理した内容となっている。

しかし、新型コロナウイルス感染症への対応では、通常業務をある程度継続させる中、県の休業協力

要請等に伴い、キャンパスへの立ち入り規制や遠隔授業を実施するなど、自然災害を前提としたBCPとは対応が異なる部分があったため、令和3年2月に感染症を想定した新たなBCPを策定した。

#### 【発動実績】

- R4/4/12 薬学部より応援要請→BCPマニュアルに則り、調整は職員課人事係で行った。  
4/14 応援体制決定→所属長に職員課より依頼（4/15・4/19・4/20 各1名）

※勤務にあたっては、所属長からの在勤地内等出張として取り扱い、勤務時間は派遣先の勤務時間に準ずることとする。

#### コラム①

#### コロナ禍初期の意思決定について

**石原 治** 総務課長：令和2～4年度

令和2年2月に名古屋市で最初の陽性患者が報告され、3月に名古屋市立大学でも新型コロナウイルス対策本部会議が組織されたところで、総務課長への人事異動の内示を受け、翌日から本部会議に出席させていただきました。

当時、卒業式と入学式の中止、新入生への連絡方法の確立、緊急事態宣言発令を受けてのキャンパスの立入制限、遠隔授業の開始などを次々に決定し、5月には緊急事態宣言の解除を受けて対面授業の再開を決定しました。

とりわけ、4月22日の遠隔授業の開始、6月3日の対面授業の再開は、他の大学と比べても迅速な決定と対応であったと思います。

毎朝、本部会議を開催していたことにより、感染症に関して意思決定を要する場合には、いつでも本部会議に諮って検討し、方針決定をすることができました。

令和2年の下半期以降は愛知県が方針（措置）を文書で発出し、それを踏まえて大学の方針を検討することができましたが、当初はそうしたよるべき指針や情報も少なく、迷ったら止める、という考え方で諮りました。

初期において苦労した点としては、学内でり患者が判明した場合に、学部の教職員や総務課の職員が現場に行って、座席や換気の状態、発声や会話の有無などを細かく情報収集しなければならなかったことです。また、プライバシーに配慮した情報開示のあり方にも悩んだところです。

総務課長として至らないことも多々あったと思いますが、対策にご尽力・ご協力いただきました教職員の皆様に感謝申し上げます。

